

# OMGD日本支部規約

## 第1条 名称

本組織は、OMGD(オーエムジーディー)日本支部と称する。

## 第2条 目的と事業

ワインや飲料に焦点を当てた洗練されたディナー、テイスティング勉強会などを開催し、それぞれの飲料とマッチする料理の組み合わせを提供していくことを目的とする。

## 第3条 会員

OMGD日本支部は、フランスに本部を持つシェーヌ・デ・ロティスール協会の日本支部会員で、申請のあった会員により構成する。  
正会員は所定の書式の入会申請書の提出をもっておこない、OMGD日本支部理事会の審査を経て、フランス本部により認証された者とする。

## 第4条 役員

本支部は7名の理事をおく。

会長	シェーヌ・デ・ロティスール日本本部ソムリエ代表理事
副会長	シェーヌ・デ・ロティスール日本本部理事
理事	シェーヌ・デ・ロティスール日本各支部ソムリエ代表理事 もしくはソムリエ・ワインエキスパート資格のある会員 またはワインに詳しくワインイベント開催に実績のある方

理事はOMGD総会でこれを選任し、その任期は2年間とする。

## 第5条 理事会

理事会は年1回。シェーヌ・デ・ロティスール日本本部全国大会時に開き、必要とされる場合は会長の招集により随時開催する。

## 第6条 総会

日本支部総会は毎年1回原則として2月に行い、その年度のイベント予定や収支決算等を各会員にインターネットメールもしくはFAXで配信するものとし、採決もインターネットメールもしくはFAXで行う。

## 第7条 会計年度

毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第8条 会費

入会希望するものは、入会金2万円を所定の期日までに指定銀行口座に振込むものとする。また正会員は年会費6千円を所定の期日までに同様に振込むものとする。  
事務局は会費の中からフランス本部会費をまとめて送金する。

- 第9条 会員資格の喪失  
会員は、退会申出・死亡・除名・会費の滞納に該当する場合、会員としての資格を喪失する。
- 第10条 事務局  
本支部の事務局は日本ラ・シェーナ・デ・ロティスール協会日本本部理事会認証の下、委託を受けたグランドデュークスガストロノミー株式会社内に置く。
- 第11条 規約改正  
理事会は本規約の改正案が提出された場合、審議にかけて決議しなければならない。また本規約の改正は理事の半数の賛成により決議し、総会承認を経て、これを改正することができる。同様に別途細則を設けることもできる。

2019年11月1日

OMGD日本支部会長  
日本ラ・シェーナ・デ・ロティスール協会ソムリエ代表理事

岡 昌治

事務局  
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-1-8  
グランドデュークスガストロノミー株式会社内  
Tel. 03-3221-9504 fax.3221-9501

## 理事の選任

岡会長の推薦及び各支部会長の推薦により、理事は下記シェーナ・デ・ロティスール会員とする。

副会長	引地 正修	日本本部副会長
関東支部理事	山田 晃通	関東支部ソムリエ代表理事
	伊藤 道彰	関東支部メートル・ロティスール
関西支部	波多野 泉	関西支部オフィシエ
東北支部	三浦 淳也	東北支部メートル・ソムリエ
北海道支部	白木 淳子	北海道支部理事事務局長

2020年1月12日

OMGD日本支部会長  
日本ラ・シェーナ・デ・ロティスール協会ソムリエ代表理事

岡 昌治